

第5回美深町農業委員会

総 会 議 事 録

(令和6年9月30日)

午後1時30分開会

◎議事日程

- | | |
|----|---------------------------------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名について |
| 第2 | 諸般の報告(推薦委員、事務局) |
| 第3 | 議案第1号 土地の現況証明書の交付について |
| 第4 | 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について |
| 第5 | 議案第3号 美深町地域計画策定に関わる目標地図素案作成について |
| 第6 | その他 |

◎出席委員 (10名)

- | | |
|-----|-------|
| 1番 | 樋口國先 |
| 2番 | 杉田文枝 |
| 3番 | 神野充布 |
| 4番 | 瓜田晃 |
| 5番 | 山下博史 |
| 6番 | 菅野能弘 |
| 7番 | 佐藤能將 |
| 8番 | 加川可名子 |
| 9番 | 長谷川和夫 |
| 10番 | 藤本博 |

◎農業委員会事務局

- | | |
|-------|------|
| 事務局長 | 山崎義典 |
| 事務局次長 | 中村稔 |
| 主事 | 菊地智皓 |

◎開会宣言

藤本会長	ただいまの出席委員は10名出席です。定数に達しておりますので、ただいまから第5回美深町農業委員会総会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りでございます。
------	--

◎日程第1 議事録署名委員の指名について

藤本会長	<日程第1>議事録署名員の指名を行います。会議規則第18条の規定により、本日の議事録署名委員に、9番長谷川代理、1番樋口委員にご指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
------	---

（「異議なし」という者あり）

藤本会長	ご異議がないようでありますので、長谷川代理、樋口委員を議事録署名員に決定いたしました。
------	---

◎日程第2 諸般の報告について

藤本会長	<日程第2>諸般の報告を行います。委員の皆様から報告事項があれば発言してください。ありませんか。
------	--

（「なし」という者あり）

藤本会長	ありませんので、次に事務局より報告いたします。
------	-------------------------

中村次長	事務局次長。
------	--------

藤本会長	はい、次長。
------	--------

中村次長	それでは議案2ページをお開きいただきたいと思います。8月の総会がなかったため、7月26日から9月30日までの経過報告とさせていただきます。7月27日、東京美深会ふるさと交流会がびふか温泉で開催され、藤本会長が出席しております。30日、美深町地域担い手育成総合支援協議会幹事会、新規就農等指導委員会、農業経営改善指導委員会が振興センターで行われ、事務局が出席して対応しております。8月21日と26日、令和5年度美深町各会計決算審査、これは町の監査委員による審査でございまして、委員会室で開催されました。事務局で対応しております。29日、農地利用状況調査、農地パトロールが町内で開催され、全委員となっておりますが、長谷川さんを除く委員さんで見えております。9月6日、令和6年度農作物生育状況調査現地視察が町内で開催され、藤本会長、出席の委員さん数名出席をいただいております。12日から19日まで、令和6年美深町議会第3回定例会、美深町議会役場議場で開催されました。藤本会長、山崎局長、中村次長が出席しております。その期間の中、17日18日の両日にわたり、令和5年度の決算審査特別委員会が開催され、事務局が出席して対応しております。本日9月30日、第5回的美深町農業委員会総会となっております。続きまして、第5回総会以降の日程予定でございまして、10月1日以降、当面の予定ということです。ただ出欠関係はまだ未定の部分がございますけれども、10月2日、姉妹町の添田町友好親善訪問団歓迎懇談会が鮎和道みうらさんで開催の予定で、藤本会長と加川さんも出席の予定です。第6回美深町農業委員会総会の日程、10月の下旬を予定しますが、皆様のご都合をお伺いしたいと思うのですが。
------	--

	(日程調整)
中村次長	もし皆様よろしければ 28 日月曜日に開催したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。今後の日程に戻りますけども、10 月 25 日、令和 6 年美深町異業種交流会が予定されてまして、COM100 で行います。事務局が出席いたしますが、藤本会長も出席をしていただけます。この異業種交流会は、主催が美深町農業後継者育成推進協議会が主催をするもので、従来婚活事業もですね、イベントも開催しているところなんですけど、それと別に美深町内の若い方、業種を超えた若い方、商工業であるとか勤めている方も含めた方の語らいの場、立食パーティーの食べたり飲んだりする場面ですけども、そういう語らいの場を増やそうという企画の下で、農協青年部と商工青年部の方もスタッフに入りながら実施していくものでございます。予定人数は大体 50 名程度予定していますけれども、今現在取りまとめ中ということでございます。11 月に入りますが、26、27 日、農業委員会の道内研修会を予定してございます。総会終わりましたら概略、日程と視察場所だけ紙で皆様に配ろうと思います。説明は以上となります。
藤本会長	ただいまの説明に対し、ご質疑等があれば承ります。ありませんか。 (「なし」という者あり)
藤本会長	なければ次に進みます。

◎日程第 3 議案第 1 号

藤本会長	< 日程第 3 > 議案第 1 号。土地の現況証明書の交付についてを議題に供します。事務局より説明をお願いします。
中村次長	はい、事務局次長。
藤本会長	はい、次長。
中村次長	それでは次のページをお開きください。議案第 1 号、土地の現況証明の交付について。土地の現況証明願いが次の通りあったので、証明書の交付について審議を求めます。 整理番号 1、願出人、○△条○△丁目、○○○○さん。所有者も同じです。土地の表示、美深町字○○△△△番△、地目畑、面積が△△△㎡。この現況については、農地採草放牧地以外ということでありまして、他△筆、合計△筆のものでございます。これにつきましては、8 月 29 日の農地パトロールの際に○○○さんを除く皆様で見ていただいて、現況を確認しているところでございます。別紙資料、写真刷りのものを見ていただきたいと思います。当日は天候も良かったのかなと思いますが、この中で別紙資料の議案第 1 号の部分なんですけど、整理番号 1 番、○○さんの写真が 3 枚に分かれて見れると思います。ご覧の通り、木が生えているところが田んぼもしくは畑といったところで、一目瞭然、耕作には難しいということでしたので、ご確認いただきたいと思います。 続いて整理番号 2 番、美深町字○○△△△番地△、○○○○さん。所有者は○○○さんになります。土地の表示。美深町字○○△△△番△、地目原野、現況農地・採草放牧地以外。面積△△、△△△㎡、他△筆となります。合計△筆になります。合計面積は △△、△△△㎡、状況として、数年耕作していないところがあり、耕作に適さないということで、当日ここも現地に寄ったんですけども、遠方からの目視ということで、皆様に見ていただいたところでありましたが、後日○○さんともお話をお伺いして、木が茂っているといった状況

	がございます。今後につきましては、整理番号 1 番 2 番につきまして、現況証明を交付した後に、各願出人の方が地目変更される手続きに入ります。別紙資料も、整理番号 2 番ということで写真 2 枚ほど付けてございます。ご確認ください。説明は以上となります。
藤本会長	議案第 1 号について審議願います。ご質疑ご意見を承ります。 (「なし」という者あり)
藤本会長	ご質疑等がないようでありますので、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員の挙手あり)
藤本会長	全員賛成です。よって議案第 1 号、土地の現況証明書の交付については、原案の通り可決されました。

◎日程第 4 議案第 2 号

藤本会長	<日程第 4>議案第 2 号、農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より説明いたします。
中村次長	はい、事務局次長。
藤本会長	はい、次長。
中村次長	では議案 4 ページになりますが、議案第 2 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により美深町長より決定を求められた、令和 6 年度第 5 号農用地利用集積計画について審議を求めるものでございます。 整理番号 22 番、権利の設定等をする者、〇〇市〇〇区〇〇条〇〇丁目△番地△△、〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇。利用権の設定を受ける者、美深町字〇〇△△△番地、〇〇〇〇さん。土地の表示、土地の所在、美深町字〇〇△△△番△。地目公簿畑、現況畑。面積△, △△△㎡。他△筆、合計が△△筆。合計面積が△△, △△△㎡の賃貸借、これについては農地保有合理化事業を使った賃貸借となります。利用権の期間につきましては、令和 6 年 10 月 1 日から終わる期間が令和 11 年 7 月 25 日で、この 7 月 25 日については、今回〇〇さんは〇〇の〇〇さんと〇〇〇さんの土地を賃貸して、最終的に 5 年後に買い取るのですけども、その〇〇〇さんと〇〇さんが売買した日、この日が起点となりますので、5 年後の 7 月 25 日までが実質賃貸の期間ということで、4 年 10 カ月となっております。金額については、年間△△, △△△円。これは前の所有者の〇〇さんと〇〇〇さんが〇〇に売った金額があります。〇〇に行った金額の△%を 5 年間に分けて購入するものでして、この買取の金額が△, △△△, △△△円。5 年後に今度〇〇から〇〇さんが買い取る金額となっております。この△%が年間かかりますよという規定になってございますので、この金額となります。10a あたりの価格なんですけど、この金額をもとに面積で割ると△△△円ということで、通常の賃貸の考え方とはちょっと異なるということを説明いたします。そして支払いの期限なんですけど、令和 7 年から毎年 12 月 10 日までに賃貸人の口座に振り込みをします。ここも令和 7 年からとなっております。令和 6 年からスタートと令和 7 年のスタートとこの時期の売買の賃貸については 2 通り選択肢がございます、〇〇さんにお伺いしたところ、来年が 1 年目として希望しますということです、令和 7 年からの賃貸料の支払いになってございます。今回は農地保有合理化事業を使った新規の案件となります。別紙資料つけてございます。先ほどのホチキス

藤本会長	議案第 2 号について審議願います。ご質疑ご意見を承ります。
2 番 杉田委員	すみません。
藤本会長	はい、杉田委員。
2 番 杉田委員	25 番で素朴な疑問なんですけど、畑のところにまっすぐ細い線が入ったんですけど、これは何でしょうか。
中村次長	はいお答えします。この部分で、議案の中で言いますと、地目公簿が雑種地で、現況が畑になってまして、恐らくなんですけど、昔この部分は側溝なり、畑でない部分があった部分と、それを全部ならして畑で使っているといったところで、公簿については雑種地でありますけれども、現況が畑で使われているということで、農地法の法律上現況が優先されますので、畑で扱って今回一緒に売買するといった理由でございます。
2 番 杉田委員	ありがとうございます。
藤本会長	他にございませんか。ありませんか。 (「なし」という者あり)
藤本会長	ご質疑等がないようでありますので、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員の挙手あり)
藤本会長	はい、全員賛成です。よって議案第 2 号、農用地利用集積計画の決定については、原案の通り可決されました。

◎日程第 5 議案第 3 号

藤本会長	< 日程第 5 > 議案第 3 号、美深町地域計画策定に関わる目標地図素案作成についてを議題に供します。事務局より説明願います。
中村次長	はい、事務局次長。
藤本会長	はい、次長。
中村次長	では 6 ページになります。議案第 3 号、美深町地域計画策定に係る目標地図素案作成について。農業経営基盤強化促進法の改正に基づく地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）を検討する際に用いられる目標地図素案について審議を求めるものです。これにつきましては、提案説明を申し上げますけれども、町では人・農地プランを作成し公表しているところでございますが、これは農業者が話し合いに基づき、地域における農業において、中心的な役割を果たすことが見込められる農業者、該当地域における農業の将来のあり方などを明確化し、農地中間管理事業の円滑な推進を図るための手段として置位付けられているのが人・農地プランでございます。令和 5 年 4 月 1 日に農業経営基盤強化促進法の一部改正により、人・農地プランが地域計画と称され、法律化されました。本計画は、地域における農業の将来のあり方等につ

いて協議の場を設け、その結果を踏まえ、農用地の効率かつ総合的な利用を図るため、令和 7 年 3 月までに地域計画を作成することが国から求められております。農業経営基盤強化促進法第 20 条第 1 項の規定では、市町村が地域計画を定めようとするときは、農業委員会に対し、地域計画のうち、地図の素案を作成し、市町村に提出を求めるものと定められており、これを受けて農業委員会は町から地域計画の目標地図素案の提出を求められておりました。また、同法第 2 項では、第 1 項の規定による求めを受けた農業委員会は、地域内の区域の農用地の保有及び利用の状況、該当農用地を保有し、または利用する者の農業用の利用の意向、その他該当農用地の効率かつ総合的な利用に資する情報を勘案して、地図の素案を作成するものとしてされており、この度、委員皆様のご協力をいただきながら、素案の作成をいたしました。つきましては、この目標地図の素案を町に提出するものでございます。以上提案説明申し上げましたが、先ほど地図をもう一度見直していただきたいと思います。まずホチキス留めの表紙から説明します。今後の農業経営に関する調査についてということで、6 月にアンケート調査しました結果がペーパーにまとめてお示しをしているところでございます。アンケート実施は 165 件、回答は 143 件、回収は 86.6%といった中で、農業経営の意向であるとか、後継者の有無を集計いたしました。4 つの地図を作っております。1 枚めくってもらって、この 2 ページ目 3 ページ目、メニューについてはアンケート調査の結果を示しているものですので、後でご確認いただきたいと思います。その次ページカラー刷りの写真がありますけれども、耕作者別の地図が 3 枚、意向別の地図が 3 枚、そして、年齢別の地図が 3 枚、最後に地目別の農地の利用状況ということで、先ほども若干説明しましたが、今日現在このような地図をまとめて、10 月 1 日付で町の方に引き継ぐことにしたいと思います。この後のスケジュールにつきましては、町はこの地図を受けて、本格的に地域計画の策定について協議が出されます。年内の予定で言いますと、農業者関係機関を含めて協議をする場、将来的にどのようなことになるのかということで、この地図を叩き台にしていくといったところになります。国の方針では、美深町の集積率が 80%を超えているということで、この現況の地図でもって、地域計画を作成することができるとされていますが、より精度を求めるために、明日以降、さらに情報を得たものは地図に反映していくことで、来年以降さらに精度を高めたものにして 2 月には地域計画案を作成していくと。2 月から 3 月にかけては、2 週間の縦覧期間を経て、3 月末には美深町の方で地域計画を決めていくといったスケジュールになります。これが決定になりましたら、令和 7 年 4 月以降には農業経営盤強化促進法というふうに名称が変わった方針をとって農地の売買が進められていくことになります。農地の売買につきましては、地域の皆さん集団で、農地の斡旋については今まで通りやっていただいて、その後の手続きとしては、農業公社、農地中間管理事業機構で、農業公社を手続き途中に入れて、公社が取りまとめたよといった計画のもとに斡旋をされていくことになります。こうやって大きく来年以降、農地の集積のあり方が変わっていくので、この目標地図の位置づけについては重要なものであると考えています。今後とも皆様の委員さんのご協力をいただきながらよろしくお願い申し上げます。以上です。

藤本会長

議案第 3 号について審議願います。ご質疑ご意見を承ります。

8 番

加川委員

(挙手)

藤本会長

はい、加川委員。

8 番

加川委員

この地図の地目別の中にある緑色は何人になります。

中村次長	はい、次長です。
藤本会長	はい、次長。
中村次長	私先ほど黄色と青が地目ですよっていうふうに説明したと思います。ほとんど青と黄色なんですけど、一部緑色も実際あるんですよ。例えば一番最後の仁宇布のところの緑色ですとか。これですね、農地台帳上、現在の採草放牧地という地目もありまして、採草放牧地、牧草という地目がありまして、これが反映されたものになります。ただ集計上は畑の中に全部集計するものであります。地目上の採草放牧地ということで地目がありますので、その色分けが残っていると。ただ集計上としては畑の部分に含められる部分になります。
8 番 加川委員	はいありがとうございます。
藤本会長	他にございませんか。ありませんか。
4 番 瓜田委員	はい。
藤本会長	はい、瓜田委員。
4 番 瓜田委員	今のちょっと関連してなんですけど、採草放牧地として区分けしている、地図上はしているけども、畑ですよっていうことなんですけど、これ畑じゃうまくないんですか。実際使っていない採草放牧地という形の言い方で、使っていないのをわざわざ使う必要があるかどうかそれ確認したいんですけど。
中村次長	はい。
藤本会長	はい、次長。
中村次長	採草放牧地が畑としてならないんでしょうかというような内容なんですけど、登記上、地目別では採草放牧地という地目はありまして、どういう経緯でこういう地目になったのか経緯はわからないのですが、一応公簿上は採草放牧地、牧場という地目に登録されている状況です。もし畑に変えるとなると、正式に法務局で畑といった手続きがなされることになります。今現在、実質牧草も畑の部分で統一されているはずですよって、かなり昔の時代からこういった区分けになってしまったのではないかと思います。それも含めて、農業委員会の総会をかけるときは、一応畑といったような現況で、会議にはかけるっていうところでございます。将来的には全部統一した方がよろしいんじゃないかと私も感じているところではあります。
4 番 瓜田委員	ありがとうございます。
藤本会長	他にございませんか。
中村次長	すいません補足です。最後にちょっと一言補足なんですけど、今日お示したのは今日現在の作成することで、繰り返しになるかと思いますが、どんどん精度を高めていって随時意向に沿ったものを作り上げていく。これが来年 3 月に 1 回決定されますと、この地図をもとにこれからの農地の賃貸とか売買するんですけども、それ以降変更になった部分については、年に 1 回程度見直しを図りながら状況に沿ったものに変えていくと。これが最終的な決まりではないよということだけ再度申したいと思います。はい以上です。

藤本会長	ご質疑等がないようでありますので、美深町地域計画策定にかかる目標地図素案作成については、提案がありました目標地図素案を美深町長に提出することに賛成の方の挙手を求めます。
------	--

（多数挙手あり）

藤本会長	賛成多数です。よって議案第 3 号については原案の通り決定し、美深町長へ提出することに決定いたしました。
------	--

◎日程第 6 その他

藤本会長	＜日程第 6＞その他。委員の皆様から何かございますか。ありませんか。
------	------------------------------------

（「なし」という者あり）

藤本会長	事務局から何かありますか。
------	---------------

菊地主事	クールビズの関係です。6 月 1 日から 9 月 30 日までが美深町役場クールビズの期間でしたので、今日までがクールビズの期間となります。明日からネクタイを職員着用していますので、その旨お伝えいたします。以上です。
------	--

◎閉会宣言

藤本会長	以上をもちまして、一切の案件の審議を終了いたしました。第 5 回美深町農業委員会総会を終了いたします。
------	---

※終了 午後 2 時 1 0 分

美深町農業委員会会議規則第19条第2項により署名する。

議 長 会 長

⑤

署名委員 9 番

⑤

署名委員 1 番

⑤